

介護保険負担割合証について

介護保険法の改正に伴い、要介護（要支援）認定を受けている65歳以上の方（第1号被保険者）へ介護保険負担割合証を送付しております。

利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていましたが、団塊の世代の方が皆75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするため、第1号被保険者のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割をご負担いただくこととなります。

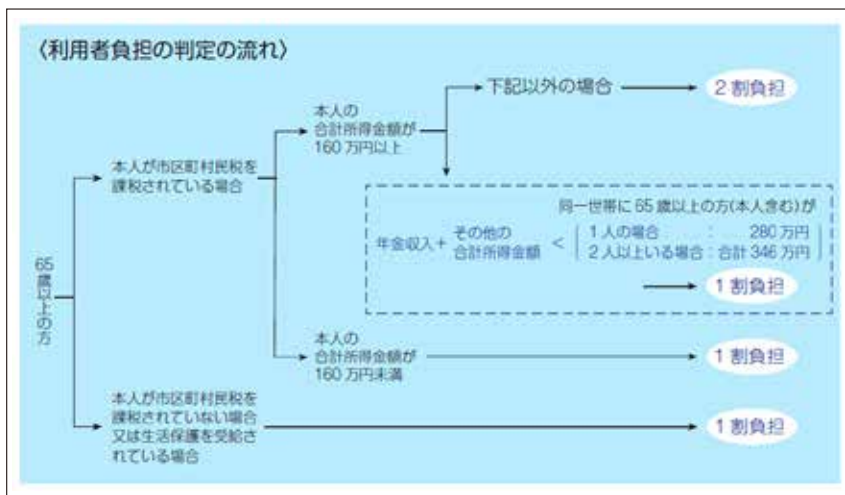
【2割負担対象者】

65歳以上の方で、合計所得金額（※1）が160万円以上の方が2割負担の対象となります。対象であっても、実際の収入が280万円に満たない場合や65歳以上の方が2人以上いる世帯で収入が低い場合があることを考慮し、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額（※2）」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合

は1割負担になります。

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。



【開始期間】

平成27年8月1日以降にサービスを利用された時からです。

【確認方法】

要介護・要支援認定を受けた方は、毎年7月に利用者負担が1割の方も2割の方も負担割合が記された「負担割合証」が交付されます。この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービス利用時、必ずサービス事業者や施設に提示してください。

問い合わせ先 町民課保健福祉グループ 電話 5-1115(内線157) 告知端末機 5-8815

「憩いの場 町民café」



オープンしました



懐延町観光大使 井上仁志大使

町では、7月10日から役場1階町民ホールを「憩いの場 町民café」と位置付け、テレビコマーシャル等でおなじみの「ネスカフェ バリスタ」を設置し、1杯50円で皆様にインスタントコーヒーを提供しています。

各種手続、その他会議等で役場へお越しの際、「ホッ」と一息つきたい時などに、ぜひご利用ください。

○提供時間帯 役場開庁日の午前8時45分から午後4時30分まで

代金受領の際にコップ等をお渡ししますので、役場1階 総務課総務グループまでお申し付けください。